

台風等緊急時の閉館について

1 ひろばを閉館する場合

- ① 午前 9 時現在、堺市に「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」のいずれかが発令されているとき。
- ② 午前 9 時以降、堺市に「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」のいずれかが発令された時は、発注者と協議の上、閉館する。
- ③ ひろば開館中、堺市に「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」のいずれかが発令されたときは、発注者と協議の上、速やかに閉館の処置をし、利用者に帰宅を促す。

2 ひろば開館中、堺市に「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」のいずれかが発令されるおそれのあるときは、発注者と協議の上、状況に応じて利用者に帰宅を促すなど、利用者の安全を確保すること。また、発令が確認できた時点で発注者に連絡を入れ、速やかに閉館の処置を行うこと。

3 ひろば利用者への通知方法

- ① 閉館するにあたってのお知らせ（上記 1 の①から③）を事前に配布又はひろば内に掲示すること。また、ホームページや SNS が使用できる場合は、同じく閉館するにあたってのお知らせを事前に掲載すること。
- ② ひろば入り口に「本日閉館です」の張り紙を貼る。（午前 9 時に決定のときは、午前 10 時のオープンまでに張り紙を貼る。）

4 「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」解除時の取扱い

「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」のいずれもが解除された場合は、速やかにスタッフ配置等受入体制を整え、解除 2 時間後からひろばを開館すること。なお、午後 2 時までに「暴風警報」、「暴風特別警報」、「洪水警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨特別警報」のいずれかが解除されない場合は、終日閉館とする。